

大 垣 税 務 署

☎ 78・4101

確定申告のご案内

平成 27 年分確定申告の期間と会場は次のとおりです。

期 間

2月16日(火)～3月15日(火)
(土・日を除く)

午前9時～午後5時

※会場の混雑状況により、受付を早めに終了する場合があります。

会 場

大垣市民会館(3階大会議室)

税理士による無料税務相談所 について

期 間

2月16日(火)～24日(水)
(土・日を除く)

午前9時30分～午後4時

(午後3時30分受付終了)

場 所

イオンタウン大垣イースト棟
2階コミュニティホール

住宅借入金等特別控除説明会 について

10年以上の住宅ローン等を利用して住宅(認定長期優良住宅を含む)等を取得した方や住宅の増改築をした方、または住宅ローン等を利用せず認定長期優良住宅を取得した方を対象とした住宅借入金等特別控除説明会を開催いたします。

日 時(安八町指定日)

2月12日(金)
午後1時～4時

※上記にお越しいただけない方

2月10日(水)・15日(月)
午前9時15分～午前11時30分
午後1時～4時

2月12日(金)
午前9時15分～午前11時30分

場 所

大垣市民会館(3階大会議室)

必要書類

- ①認印
- ②筆記用具(計算機)

- ③申告者の預貯金の口座番号がわかるもの
- ④住民票の写し
- ⑤土地・家屋の登記事項証明書
- ⑥源泉徴収票(原本)
- ⑦工事請負契約書・売買契約書等の写し
- ⑧住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
認定長期優良住宅を取得した方は①～⑧に加えて
- ⑨長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し
- ⑩住宅用家屋証明書または認定長期優良住宅建築証明書をお持ちください。

※各会場では相続税のご相談は受け付けておりませんのでご注意ください。

申告・納付期限、納付等の方法

- ・所得税及び復興特別所得税・贈与税の申告と納付の期限
3月15日(火)
- ・消費税及び地方消費税(個人事業者)の申告と納付の期限
3月31日(木)

納付には預貯金口座からの振替納税が便利です。また、金融機関で納付もできます。e-Taxをご利用される方は、ダイレクト納付をご利用ください。(ダイレクト納付は事前に申請が必要です。)

還付金が発生した際は申告書にご記入いただいた金融機関の預金口座に振り込まれます。また、郵便局の窓口にて受け取ることも可能です。

復興特別所得税の記載漏れに ご注意ください

平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の2.1%)を所得税と併せて申告・納付することとされています。

確定申告書の作成にあたっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようご注意ください。

スマート確定申告! ご自宅でも確定申告してみませんか?

確定申告会場へ行かなくても、ご自宅のパソコンを使って、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から「スマート」に申告書が作成できます。

- ①申告会場に出向く必要なし!
作成した申告書等は印刷し郵送等で提出ができます。また、e-Taxを利用して送信も可能です。
- ②いつでも利用可能!
確定申告期間中は24時間いつでもご利用できます。
- ③自動計算機能が便利!
毎年の税制改正に対応した自動計算機能により、計算誤りのない申告書の作成が可能です。
- ④前年データの利用可能!
作成したデータを保存しておけば、翌年も利用できます

詳しくは国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

公的年金を受給されている方へ 確定申告が不要になる場合があります

厚生年金・国民年金・共済年金などの公的年金等を受給されている方で①及び②のいずれにも該当する方は、所得税及び復興特別所得税の確定申告が不要です。

- ①公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下
 - ②公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下
- 確定申告の必要がない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。